

令和3年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費			担当部局庁	男女共同参画局	作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	杉田 和暁			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条 男女共同参画社会基本法第20条			関係する 計画、通知等	経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)				
主要政策・施策	男女共同参画、地方創生			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍の推進に関する施策が確実に実行されるよう、地方公共団体において地域における関係団体の連携を促進し、地域の実情に応じた女性管理職育成の取組などの女性活躍につながる取組への支援を行うほか、様々な課題や困難を抱える女性の就労や社会的自立につなげる取組、コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性・女の子に寄り添った相談等の取組に対する財政的支援を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地域女性活躍推進交付金 交付対象・上限:地方公共団体(補助率:2分の1、③は4分の3)、800万円(注)、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円 ③は一律1,125万円 注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。 ①女性管理職育成の取組など地域の実情に応じた女性活躍につながる取組を支援 ②様々な課題や困難を抱える女性の就労や社会的自立につなげる取組を支援(令和2年度～) ③コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性・女の子に寄り添った相談等の取組を支援								
実施方法	交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	200	150	150	150	1,163		
		補正予算	90	150	150	-			
		前年度から繰越し	238	155	150	1,520	-		
		翌年度へ繰越し	▲ 155	▲ 150	▲ 1,520	-			
		予備費等	-	-	1,350	-			
		計	373	305	280	1,670	1,163		
	執行額		321	278	236				
	執行率 (%)		86%	91%	84%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		111%	93%	79%				
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	地域女性活躍推進交付金	150	1,163	新たな成長推進枠:1,062 生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の悩みなどが更に深刻になっていることから、困難や不安を抱える女性や女の子に対する相談支援を強化する必要性が生じた。その実施に係る経費は、地域女性活躍推進交付金を拡充して実施することとしたため。					
	計	150	1,163						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 2 年度
	法律に基づき、地域の実情に応じた女性の活躍推進に資する取組が実施されること	法律に基づく推進計画を策定し女性の活躍推進に取り組む地方自治体(都道府県)の割合	成果実績	%	100	100	100	-	100
			目標値	%	100	100	100	-	100
			達成度	%	100	100	100	-	100
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 2 年度
	法律に基づき、地域の実情に応じた女性の活躍推進に資する取組が実施されること	法律に基づく推進計画を策定し女性の活躍推進に取り組む地方自治体(市区町村)の割合	成果実績	%	50.6	58.6	66.3	-	
			目標値	%	70	70	70	-	70
			達成度	%	72.3	83.7	94.7	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度	
							- 年度	2 年度	年度
女性の活躍推進のための ワンストップ支援体制を整 備する。	女性の職業生活に係るワ ンストップ相談窓口の設置 数	成果実績	箇所	47	47	47	-	47	
		目標値	箇所	47	47	47	-	47	
		達成度	%	100	100	100	-	100	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県 数	活動実績	都道府県	45	44	44	-	-	
当初見込み		都道府県	45	44	44	-	-		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	「地域女性活躍推進交付金」単価当たりコスト＝執行額 ／事業数		百万円	7.1	6.3	5.4	-		
		計算式	執行額/ 事業数	321百万円/45	278百万円/44	236百万円/44	-		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	我が国の持続的成長を実現するためには、女性の活躍推進が不可欠であり、女性の活躍は社会全体に活力を与えることにもつながる。 また、コロナ下において、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の悩みなどが更に深刻になっていることから、困難や不安を抱える女性や女の子に対する相談支援を強化する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国は、①女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずる(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条)及び②地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる(男女共同参画基本法第20条)こととされており、国が行うべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	女性の活躍の状況は地域によって異なっており、地域に根差した草の根からの取組が不可欠である。目的達成のためには、地域の実情に応じた取組を推進する必要があり、地域の創意工夫に基づく事業の実施が必要かつ適切である。また、コロナ下において、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の悩みなどが更に深刻になっており、コロナ下で困難や不安を抱えた女性に寄り添った支援することは優先度が高い。
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業実施主体の選定に当たっては、公募の上、有識者等で構成される選定委員会による審査を経て決定しており、選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	交付決定時と精算時において、厳に必要な経費のみであることを確認しており、個々の事業に係るコストは妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	計画の審査、実績の審査において、費目・使途が事業目的に即し適正なものであるかを確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	繰越額の大半は、補正予算事業のため、都道府県の予算措置の対応が間に合わないことにより繰越をしたものであり、妥当である。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	都道府県における推進計画の策定は着実に実績を上げてい一方、市町村、とりわけ町村における策定は進んでいない。 なお、推進計画については、都道府県が管下の市町村も含めた範囲をカバーしていることなどの有識者からの意見等を踏まえ、令和2年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画の成果目標から除外しており、この事業の成果目標としても令和2年度限りとする。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	事前に手段・方法等の妥当性、効果・効率性等の観点から総合的な評価を行った上で事業に着手している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は当初見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	各地方公共団体における取組事例については、HP等を活用して広く周知しており、十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<p>「中小企業のための女性活躍推進事業」は、中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図るため、法律で中小企業に策定が義務付けられている一般事業主行動計画の策定等を支援する取組を経済団体等に委託するものである。</p> <p>一方で、「地域女性活躍推進交付金」は、地方公共団体に対する支援であり、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速かつ重点的に支援するものである。</p>
	所管府省名	事業番号	事業名	
	厚生労働省		中小企業のための女性活躍推進事業	
点検・改善結果	点検結果	<p>地方公共団体への「地域女性活躍推進交付金」の交付により、多様な主体による連携体制の構築や地域の実情に応じた女性の活躍推進の取組が実施され、地域における女性活躍を推進する動きは確実に促進されており、交付決定に関しては、交付要綱等に基づいて交付申請された事業案件について適正に審査した上、速やかに交付決定を行っている。</p> <p>また、コロナ下において、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の悩みなどが更に深刻になっていることから、困難や不安を抱える女性や女の子に対する相談支援を強化する措置を講じている。</p>		
	改善の方向性	<p>引き続き、公募により、効果的な取組の採択及び実施に努めるとともに、事業成果については、広く情報発信を行っていく。特に公募方法を工夫し随時募集するなど実績の低い市町村などの応募の利便性に配慮したり、未応募の市町村担当者に直接、指導・相談する機会を増やすことにより実績を上げていく。</p> <p>また、コロナ下において、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の悩みなどが更に深刻になっていることから、困難や不安を抱える女性や女の子に対する相談支援を強化する必要性が生じており、「地域女性活躍推進交付金」を拡充することにより、こうした女性に寄り添った相談等の取組を支援していく。</p>		
外部有識者の所見				
点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	引き続き、事業の適切な進捗管理、予算の効果的かつ効率的な予算執行に努めること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	引き続き、事業の適切な進捗管理、予算の効果的かつ効率的な予算執行に努める。			
備考				

5	愛知県	1000020230006	地域女性活躍推進交付金事業(セミナー等)	7.7	補助金等交付	-	--
6	鳥取県	7000020310000	地域女性活躍推進交付金事業(セミナー等)	7	補助金等交付	-	--
7	福岡県	6000020400009	地域女性活躍推進交付金事業(セミナー等)	7	補助金等交付	-	--
8	鹿児島県	8000020460001	地域女性活躍推進交付金事業(セミナー等)	5.9	補助金等交付	-	--
9	岩手県	4000020030007	地域女性活躍推進交付金事業(セミナー等)	5.7	補助金等交付	-	--
10	愛媛県	1000020380008	地域女性活躍推進交付金事業(アドバイザー派遣等)	5.5	補助金等交付	-	--